



# 羽の情報便

## 主な国税の申告期限

国の税金は、納税者が税務署へ申告することで確定します。但し申告期限には十分注意しましょう。

### ■自己申告が基本

国の税金は、納税者が自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定して、この確定した税額を自ら納付することになっています。これを「申告納税制度」といいます。

これに対して、行政機関の処分によって税額が確定される方法を「賦課課税制度」といいます。この他に、給与や利子、配当など特定の所得の支払い時に、その支払い者が所得税を源泉徴収して納付する「源泉徴収制度」があります。

主な国税には、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税などがあり、地方税としては、住民税、固定資産税、自動車税などがあります。

### ■主な国税の申告期限

税金の種類	個人	法人
所得税（確定申告）	1月1日から12月31日の所得を 翌年2月16日から3月15日までに申告	—
法人税	—	事業年度終了日の翌日から 2ヶ月以内
消費税	1月1日から12月31日の分を 翌年3月31日までに申告	事業年度終了日の翌日から 2ヶ月以内
消費税（課税期間の短縮短縮を選択している場合）	短縮した各課税期間終了後2ヶ月以内 （12月を含む課税期間は翌年3月31日まで）	短縮した各課税期間終了後2ヶ月以内
贈与税	贈与を受けた年の 翌年2月1日から3月15日まで	—
相続税	相続の開始があったことを知った日 の翌日から10ヶ月以内	—

上記期限が土日祝日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が申告期限になります。

### ■申告期限は守りましょう

申告納税制度では、申告をしなければならない人が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告すると、「加算税」や「延滞税」が課される場合がありますので十分注意しましょう。



## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
 ■まぐまぐ！（<http://www.mag2.com/>） ■melma！（<http://melma.com/>）

## 1月の税務カレンダー

本年最初に給与の支払を受ける日の前日  
給与所得者の扶養控除等申請書の提出



### 1月5日(月)

10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

21年月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

### 1月31日(日)

支払調書、給与支払報告書の提出



11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



## 毎月の電気代でコスト削減 ~月々の電気代を最大40%コストカット!~



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。  
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

### 成功事例7 : ガソリンスタンド (年間 17%の削減)

合理化前		合理化後	
年間の電気料	1,778,165円/年	年間の電気料	1,475,636円/年

年間の電気料金削減金額 1年間で 302,529円 10年間で 3,025,290円

とにかく電気代削減診断(無料)だけでも弊社にお任せください。  
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



似ているけれど・・・違いは何?

#### ■「元旦」と「元日」

どちらもお正月の1月1日を指しますが、元日は、一日中であるのに対して、元旦は1月1日の朝のみを指しています。

#### ■「パート」と「アルバイト」

パートタイマーは、通常の労働者と比べて労働時間がかなり少ない人のことを指し、バイトとは、学生や社会人などの本業を持つ人がかたわらに行う仕事のことを指します。

#### ■「神父」と「牧師」

神父さんは、カトリック教会で用いられる、聖職者に対する総称で、牧師さんは、プロテスタントの教会で用いられ、聖職者というよりは、信仰上の教師といった立場の人に用いられます。

#### ■「自首」と「出頭」

刑事ドラマなどで良く耳にしますが、自首とは、犯人の発覚前に自ら「わたしが犯人です」といって名乗り出ること。一方、出頭とは犯人の発覚後に自ら名乗り出ることです。

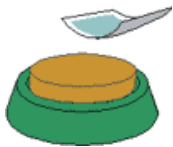
#### ■「ベランダ」と「バルコニー」

隣との仕切りが壁でできているものやをベランダといい、隣との仕切りが簡易的な手すりなど壁でないものをバルコニーと呼びます。但し、住宅メーカーなどによっては屋根の有無で区別しているところもあります。

# お客様からのQ & A

収入印紙の金額を間違えて、誤って納めてしまった印紙税は返してもらえますか？

所定の金額を超える収入印紙を貼り付けたら、印紙税のかからない文書に収入印紙をはり付けた場合のように、誤って納めた印紙税額は還付の対象となります。印紙税法による還付を受ける場合には、税務署に用意してある「印紙税過誤納確認申請書」に必要事項を記入のうえ、納税地の税務署長に提出する必要があります。申請するには、印紙税が過誤納となっている文書と印鑑、法人の場合は代表者印が必要となります。但し、登録免許税や国への手数料の納付などにも使用されますが、例えば、登録免許税を納付するために収入印紙をはり付けたような場合には、たとえ誤って貼り付けたものであっても印紙税法による還付の対象とはなりませんので注意が必要です。



## 税金まめ知識（第18回）繰延資産

**繰延資産**とは、ある支出があるとき、それに対する直接的な役務（サービス）の提供を受け終わったにもかかわらず、その支出の効果が複数年度にまたがると見込まれるため、資産に計上する費用支出のことです。

例えば「創立費」と呼ばれる繰延資産は、会社設立以前にかかった費用のことで、定款の作成費用や銀行の取り扱い手数料、設立登記費用などが含まれます。「開発費」や「社債発行費」なども同様ですが、これらの費用は、その支出に対する直接的なサービスの提供は終了しており、換価価値のある物品を購入したではありませんので、厳密に見ると「費用」であって「資産」ではありません。

これらの費用は、その会社が存続する全期間に渡って効果を発揮するという考え方で、費用のかたまりを資産とみなして、支出単年度だけでなく複数年度にわたって徐々に償却していく繰延資産の概念ができました。

区分	名称	内容	償却期間（例）
会計上	株式交付費	株式を交付する費用	最長5年以内の期間で定額法により償却（任意償却）
	社債発行費	社債を発行する費用	
	創立費	会社を設立するまでにかかった費用	
	開業費	会社設立後、開業までにかかった費用	
	開発費	新たな技術の開発費用	
税法上	公共的施設の設置費用	アーケード設置負担金等	5年
	資産賃借のための権利金等	新築時の建設費負担権利金等	耐用年数×70%
	役務提供を受けるための権利金等	ノウハウの設定に支払う一時金等	5年 or 契約期間
	広告宣伝用資産の贈与	特約店に送る看板の制作費用等	耐用年数×70%
	自己便益のための費用	同業者団体加入金等	5年

実務的な対応については、上記の表の通り、会計上と税法上の範囲や考え方が夫々異なりますので注意が必要です。





# 今月のコラム

今年のお正月は少し長めのお休みとなりましたが、いかがお過ごしになりましたか？冬になると毎年、気になるのがインフルエンザですが、皆様は大丈夫でしょうか？最近では、シーズン前に予防接種を済まされている方も多いと思いますが、インフルエンザの症状は、風邪と一見似ています。一般的な風邪の症状は、のどの痛み・鼻水・くしゃみ・せきが中心ですが、インフルエンザは、高熱や頭痛・関節痛・筋肉痛を伴うことが多く全身に症状が現れます。潜伏期間が短く感染力が強いので、この時期は、外出したら、やはりうがいと手洗いは欠かせませんね。

のんびりと過ごしたお正月休みが嘘のように、新年早々から社内は、これから迎える魔の確定申告時期を予期させるような忙しさです。お取引いただいているお客様と共に、今年もプラスマネジメントはスタッフ一同頑張ってくださいませ。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

皆様も寒い時期ですので、体調には十分注意して、お仕事頑張ってくださいませ。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～  
(青色申告のみ)

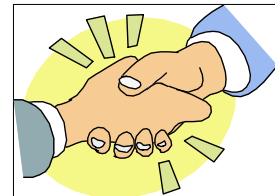
法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

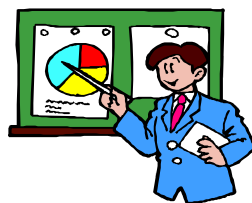
### ◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

- ※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け
- ※ 試算表作成(ご希望の方)
- ※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp



いよいよ新年です。  
気持ちも新たに頑張りましょう。

